

徳島市中小企業振興基本条例検討委員会（第2回）会議録（要約）

と き：平成25年11月1日（金）
 13時30分～14時40分
 ところ：徳島市役所 8階 庁議室

1 開会	- 13時30分 -
2 議事	徳島市中小企業振興基本条例（素案）について
委員長	「徳島市中小企業振興基本条例（素案）について」事務局から説明を求める。
事務局	徳島市中小企業振興基本条例（素案）について説明
委員長	事務局から、条例素案が提出されたが、前回の検討委員会での意見、提案等も含めて、質問はないか。
委員長	第7条（大企業者の役割）であるが、最近の非常に厳しい状況や競争関係のなかで、どこまで中小企業に対して理解と協力をいただけるか、委員の皆さんは実感としていかがか。
A委員	条例化されても、何の拘束力も何もなく、「努める」ということなので、大企業の姿勢を変えてもらえるようなものにはなりにくい。
委員長	中小企業は資本金、従業員数に決まった定義があるが、それを脱皮して大きく中堅企業、大企業に発展しても、資本金・従業員数をそのままにしていけないのか。優遇があることによって、資本金の増資を控えるという動きはないのか。
B委員	具体的にメリットが生じている時には、そういうことも起こらないとは限らないと思うが、そういう心配はない。
委員長	条例によって、ペナルティではないが、意識の中で何か変化が見られるとよいが。
C委員	この条例の大企業者の定義は、資料9ページのように、基本的に本社だけでなく、支店、営業所、事務所を置いている企業も含むことになる。域内に本社がある企業と、支店、営業所、事務所がある企業には感覚的に温度差があると思う。域内にある大企業の支店の幹部職員は、ひょっとしたら県外から来て皆さんに関わってくる。これをひとつに考えるのは非常に難しいように思う。
委員長	徳島で営業している大企業は、意識的にも地域に対する理解があるが、その温度差は確かにある。徳島市のなかでの意識となると大企業は難しいかもしれないが、これで一歩前進という気持ちは大事である。
A委員	第13条（徳島市中小企業振興対策委員会）が、条例を根拠として、どんな施策が打っていけるかが大切である。

D 委員	努力義務であり、ペナルティがあるわけでもなく、協力がなかった企業名を公表するわけでもないが、含めない訳にもいかない。規定は大事である。条例を受けて、市がどのように大企業に対して働きかけをしていくか、そこが大事。ただ単に宣言しているだけでなく、市長を先頭に事業所に行って、協力をお願いしていくことも大事である。
委員長	地場産業では、県外の大企業との競争が激しいと思うが、いかがか。
E 委員	徳島の大企業は本社から発注する。徳島の建設や住宅関係は、支店が営業しているだけである。地元の住宅関係企業に木工製品を使ってもらえるとありがたい。
委員長	製造業はそれぞれの産地を持っているが、流通に関しては、熾烈な限られたパイの取り合いになっている。大企業がどこまで理解してくれるか。なかなか大手企業と中小企業が、相互理解し合っていくのは、難しい面があると流通は特に感じる。
E 委員	商店街では小さなフランチャイズであれば、地元密着型で結構協力的である。
F 委員	前回の資料では、県内の大企業数が30事業所、0.1%となっている。大企業と中小企業は、競合する部分がほとんどである。発注において、地元中小企業を活用するということがあるが、雇用や小売にしても競争であり、どのような協力・連携ができるか難しい。ただ、これを書かなければ、大企業は、無視して好きなことをやって良いことになるので、大企業が否応なしに入ってくる。市の条例としては、具体的には何かというと難しいが、位置づけとしては入るのであろう。
G 委員	第13条(徳島市中小企業振興対策委員会)は、どれだけのものが謳われていくかが重視される。第10条「(市民の理解及び協力)第2項においても、どのように具体的に実施されていくかが重要である。ここを重視して見ていきたい。
H 委員	<p>中小企業に対する応援の条例である。特に地元の中小企業を守って、発展させることに地域社会そのものが取り組んでいこうという趣旨であり、期待しているところである。</p> <p>第3条(基本理念)第5号であるが、第1号～第4号は、具体的に中小企業者等の役割や責任を認めており、それぞれ取り組んでいくものの姿勢や行動規範につながるような重要なポイントとして掲げられていると理解した。第5号については、地域経済循環が入っており、異なった観点での理念となっている。地域経済循環を入れることは、前回の資料にある他都市の条例からみても、徳島市として非常に特色のある重要なものである。地域経済循環と謳うだけでは、あまりにも大きな言葉で</p>

	<p>あり、具体的に市民がイメージしがたい、わかりにくい。例えば「地域資源、地域内企業を活用した地域内経済の循環促進」とか、言葉を加えることによって、分かりやすくなるのではないか。</p> <p>第6条（中小企業者等の努力）第4項では、中小企業団体の努力が掲げられている。第1項～第3項では、どうすれば良いかという姿勢や行動が明確化させているが、第4項の中小企業団体では、「基本理念の実現」という言葉で一括りにしている。これでは、どの条項も基本理念に謳えばいいのであって、全体の流れの中で何かしっくりこない。例えば、「中小企業の団体については、中小企業者や社会との連携により、中小企業の発展や地域社会の発展に貢献するよう、主体的に取り組むように努める。」にすると、全体が理念に沿った、それぞれの団体の具体的な取り組み姿勢がでてくると考える。</p>
I 委員	<p>この条例で何がどうなるのか。おぼろげながらも教えていただきたい。例えば、第3条第5号の「地域経済循環の促進」とは、具体的にどんなことを考えているのか。分からないままに条例を仕上げるわけにもいかず、分かる範囲でお示しいただきたい。</p> <p>前文の「しかし、・・・必要である。」の文章が長いので、どこかで区切れないか。例えば、「しかし、・・・厳しさを増している。このような状況の下で、・・・必要である。」とすれば良いのではないか。</p>
J 委員	<p>この条例は努力義務を定めたものであると受け止めた。この条例で何ができるのか。徳島市と単独で出てくるのが、第12条（財政上の措置）の解説においても、「厳しい財政状況下であっても、施策の優先度と効果を十分検討した上で、予算の確保と効率的な執行に努める。」とあり、市は現在どういうことを考えているのか。</p> <p>条例の検討だけであれば、これで結構である。</p>
委員長	<p>第3条（基本理念）第5号「地域経済循環の促進が図られること。」が、キーワードになってくるが、市の考えをどうか。</p>
事務局	<p>これは、産業振興ビジョンと並行して検討しており、本日、15時からの策定委員会でも同じような議論になるかと考えているが、現在の段階では、具体的な施策まで示せるものはない。地域内での経済活動を活発にするため、商業では郊外の店舗へ流出している消費者をくい止めるため、地域内の商店街を中心とした商業機能を魅力的にしていく。農業では6次産業化、他の産業とマッチングすることによって付加価値を高めていくような取り組みや地域で産出される地域資源を活用した</p>

	産業活動、地産地消を進めていくことで、地域内の経済活動が循環するというイメージを持っている。
委員長	「モノ」は外に出し、「ヒト」、「カネ」が地域内で整って、拡大できるようなシステムが望ましい。現在は購買力の流出が激しいので、そこをどうするか。地産地消ではどこかでケンカになるので、地産外消で外に「モノ」をどんどん出して、外から「カネ」を入れてくるような面もある。その前に足元を固めるため、地域の循環が必要かもしれない。ここは非常に意見が出てくると思われる。
K 委員	市の条例であることから、市の責務をしっかりと謳われている。当事者の中小企業者についても、しっかりと努めていただきたいと、中小企業団体と一緒に努力義務を謳っているが、もう少し中小企業者自身の責務を打ち出してみたいかがか。 「ヒト」「モノ」「カネ」の経営基盤をしっかりと建て直す、守っていくため、大学、金融機関の役割や市として財政上の措置も含まれており、非常に良いと思う。
委員長	第9条（大学の役割）の表現で、「・・・自主的に努めるものとする。」が気になったが、いかがか。
B 委員	同様に「自主的に」が気になった。 第5条（児童及び生徒の勤労観等の醸成）には、大学は入らないのか。大学も勤労観・職業観の醸成のためにキャリア教育の充実に取り組んでいる。市内の中小企業に協力いただき、就業体験、インターンシップを行っている。大学の学生を含めて、「児童・生徒及び学生の勤労観等の醸成」と加えられないか。
委員長	大学生もキャリア教育を非常にやっているなので、ここにも書いていただきたい。徳島文理大学は、徳島ニュービジネス協議会、四国大学は徳島県中小企業家同友会と連携し、キャリア教育に力を入れている。
B 委員	早期離職が現場で問題になっている。その対策としても大学を入れた方がよい。
F 委員	市の権限が及ぶ範囲でない。高校は徳島市立高校になる。
事務局	大学の役割でお願いしたい。
F 委員	中小企業のうち小規模事業者は、従業者数では製造業で20人以下、小売・サービス業5人以下であり、今は法律も弾力的な運用になっている。来年の通常国会では、小規模事業者にかかる基本法も制定される予定である。 小規模事業者がでてくるのが、第11条（施策の基本方針）第5号であり、小規模事業者は中小企業者に含まれるが、中小企業者のうち約9割が小規模事業者であるのに、小規模事業者に光を当てる部分がここしか出てこない。その辺りは、国の法

	<p>律の動きとはどうなのか。小規模事業者が大多数であるのに、第11条第5号に特だしという形であり、定義もここで出てくる。おかしいというのではないが、県内、市内とも小規模事業者がかなりのウエイトをしめているのに、そこで単に配慮を払われることだけで良いのか。</p>
C 委員	<p>金融機関の役割を明記してあることは非常にありがたい。中小企業金融円滑化法が本年3月で終了したが、金融庁から金融機関は、従来どおりの対応をするよう言われている。全国銀行協会においても、中小企業者の金融円滑化に金融機関は十分取り組むようにと指示が出ている。2本柱である「円滑な資金供給」や「コンサルティング（経営改善・事業再生・業種転換・事業承継など）」に、金融機関のノウハウを生かせる、何とか役に立つことができればということで、大賛成である。</p>
E 委員	<p>気になるのが、伝統技術の継承である。木工業であれば空張り、また、藍染めなどの文化面が書かれていない。</p>
委員長	<p>前文には、「藍産業の興隆により・・・」と書いてある。木工業には文化的・技能的・伝統的な何かを誇れるものがたくさんある。</p>
E 委員	<p>空張りの技術はすごい。全国的にはなく、市内だけである。文章にすると難しいが、少し加えてほしい。</p>
事務局	<p>基本的に第11条（施策の基本方針）に含まれると、捉えている。</p>
委員長	<p>第11条（施策の基本方針）第1号で、創業を促進となっているが、具体的に開業率・開業件数がでるので、成果が数値でわかる。徳島県、徳島市は廃業が少ないが、開業はもっと少ない。現状でも問題である。これを機会に、金融機関・行政・研究機関の支援の下で、新しく生み出していくことを協力関係のもとでできるとありがたい。</p> <p>活力は、外からの誘致、中から地場産業を育てる、ゼロからの創業、と大きく3つある。ヘラクレス、マザーズへの上場も、他県ではあっても徳島はゼロであり、ベンチャーの育成は遅れている。これを機にどんどん増えていくとありがたい。</p>
G 委員	<p>第13条（中小企業振興対策委員会）の委員には、行政関係者や団体の役員となっているが、中小企業のことを謳っているので、企業の代表者は含めないのか。</p> <p>私も組合の代表者として、出席しているが、現場の代表者が入った方がより具体的な対策がでると思うが、いかがか。</p>
事務局	<p>市として一定の方針をお示しし、意見を伺うなかで、各団体を代表する意見として、意見をいただきたいところもある。そ</p>

	<p>の団体の代表者として、送り出していただけるのであれば、それで構わない。現在は代表をお願いをしている。</p>
A 委員	<p>条例は理念なので、この理念を基に何をするのがポイントである。中小企業振興対策委員会がどうなるのか、具体的な動きや進め方はどうなのか。</p>
事務局	<p>産業振興ビジョンの方針を受けて、条例の施策についても考えていく。次回2月の委員会には、できるだけイメージの分かるものをお示ししたい。</p>
A 委員	<p>具体的な動きができるようお願いしたい。</p>
委員長	<p>出来あがったものをどう生かしていくか、重要な視点である。</p>
B 委員	<p>第11条(施策の基本方針)第1号の創業であるが、教育現場「学」との連携が非常に重要である。創業関係の支援・啓蒙などの活動があるが、社会人の方、高齢者、女性が対象である。小学生、中学生・高校生の若い方が、いろいろなことにチャレンジをする徳島市というか、教育現場が元気になって、生徒などの若い方がチャレンジをするような風土を作り上げる。それが、将来の創業につながっていく。チャレンジ精神を持たない方にくら言っても、なかなか創業には結びつかないのが現状である。時間はかかるが、その土壌を今作らなければ、だめだ。ここは、産・学・官が連携して、いろんなチャレンジをするような元気な風土を作り上げる取り組みが重要である。</p>
委員長	<p>私も同じ考えである。条例や規則を作るのは簡単だが、それが機能するかどうかは、職場風土、気風、組織風土を醸成する風土が非常に大事ではないか。徳島市は、そういう面ではチャレンジ精神に富んでいるとは、まだ言えない。これからである。これを生かすも殺すも、強力な推進のリーダーとともに、風土の醸成が非常に大切である。</p> <p>地場産業として、歴史のある木工業は、風土や土壌を持っているような気がするが、いかがか。</p>
E 委員	<p>今は、ものを作るのにお金がかかりすぎる。ゼロからスタートするには。手作業では高級品しか作れない。数も作れない。</p> <p>小売業であれば、家賃等が必要なので、簡単な商売が増えるばかりで、本格的なものはなかなか成長しない。ただ、近所では、珈琲店や自転車店を開いている若者がいるが、家賃等に苦労している。</p>
委員長	<p>一番望ましいのは、雁のようにトップに皆がついて、ずっと組織的に成長していくのが望ましい。行政がやる場合は、皆が引っ張られてバランスよく成長していくのが、地域として、地場産業の形成として一番良いが、難しいのか。</p>

E 委員	昔は、ひとつが飛び出ると、まねして飛び出していた。今はそうはいかない。
F 委員	あるトップランナーが出て、皆が主雁となり、切磋琢磨して、地場産業が盛り上がった時代があった。現在、創業・起業でいえば、大きな資本が必要なく、ニーズのあるIT系である。また、一方では成熟社会であり、なかなか新しいものづくりが難しい。例えば、IPS細胞に大きな投資をして中小企業がどのように取り組むのか、なかなか結びつかない。そこにおける大学の位置は非常に大きなものがある。公的には、徳島県がインキュベーション施設を持っており、それらとの連携、大学・公設の試験研究機関を上手に中小企業も活用していくことが必要である。
A 委員	前文で徳島市の歴史的な背景を書いているが、この条例を制定しなければならない意義がここに入った方が良い。徳島市は危機的な状態であることから、その危機感を強く表すことで、条例を作る意義が明確になると考える。
委員長	委員の意見をより斟酌し、素晴らしい条例にしたいと願っている。これで第2回徳島市中小企業振興基本条例検討委員会を終了する。
5 閉会	- 14時40分 -